

～労働委員会だより～

労働委員会の「あっせん」をご利用ください!!

10月は「個別労働関係紛争処理制度(あっせん)周知月間」です!

★あっせん制度とは?

労働委員会では、労働組合加入の有無に関わらず、正社員やパート社員、派遣社員など一人ひとりの労働者と使用者との間における労働関係紛争を解決するため、労働問題について経験豊かなあっせん員が労使双方からお話を聴いたり、助言を行い、話し合いにより解決できるようお手伝いする「個別労働関係紛争処理制度(あっせん)」を行っています。

★あっせんの対象

労働者と使用者との間に発生した労働条件や雇用に関するトラブルで、当事者間での自主解決が困難となったものが対象となります。例えば、

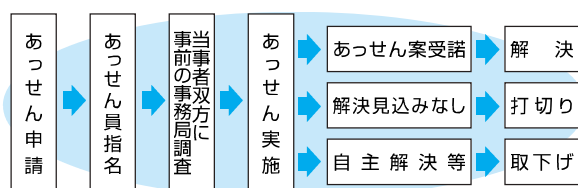
(労働者)
・突然、会社から解雇を言い渡されたが納得できない。
・採用当初に提示された労働条件が、実際と違う。



(使用者)
・やむを得ない事情で社員に配転命令を出したが、理由無く拒否された。

…といった事案があります。

★あっせんの流れ



※あっせんを受けることは任意です。あっせんの相手方があっせんに応じない場合は打ち切りとなることがあります。

★事例の紹介

◇遠隔地への出向に関するトラブル◇

電化製品の販売等を行っているX社は、低迷する業績を挽回するため新たな事業展開を図るべく、社員のAに対しY社への研修を目的とした出向を命じた。Aは家庭の事情で期限も不明な転居を伴う遠隔地への出向は不可能であり、出向には応じられないとしてあっせん申請を行った。

あっせんでは労使双方から事情聴取を行った後、あっせん員間で協議した結果、X社には「経営上の必要性は理解できるが、Aへの十分な説明がされているとはいえない

い」というあっせん員の心証を伝え、Aには「X社に対して出向を拒否する理由について具体的に説明する必要があること」を伝え、双方に説得を行ったことでお互い解決に前向きな姿勢となり、いったん辞令を凍結し、X社とAが出向の詳細な条件等について協議の場をもつといったあっせん案を双方が受諾することで事件は解決した。

(実際にあった事例をもとに内容を変更しています。)

★申請方法

当委員会事務局にあっせん申請書を提出してください。あっせん申請書は事務局で直接お渡しするほか、当委員会ホームページよりダウンロードしていただけます。※メールやFAXによる申請は受け付けておりません。申請書は、郵送もしくは事務局へご持参ください。

無料労働相談会を開催します!

当委員会では、10月の「個別労働関係紛争処理制度(あっせん)周知月間」に併せて、労使関係のトラブルに関する労働相談会を県内5会場で開催します。

★労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員が相談に応じます。

★労働者、労働組合、事業主の方など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

開催日	時間	会場	住所
10/2 (火)	13:00 ～16:00	滋賀県南部合同庁舎 1B会議室	草津市 草津3-14-75
10/9 (火)	13:00 ～16:00	滋賀県湖東合同庁舎 1B会議室	彦根市 元町4-1
10/16 (火)	13:00 ～16:00	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1
10/23 (火)	13:00 ～16:00	アクティ近江八幡 1階会議室	近江八幡市 鷹飼町南4-4-5
10/30 (火)	17:00 ～19:30	市民交流プラザ5階 小会議室4(フェリエ南草津内)	草津市 野路1-15-5

※申込みは不要です。直接各会場へお越しください。

事前予約いただければ、優先します。

※詳しくは当委員会へお問い合わせください。

お問い合わせ先

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

TEL 077-528-4473

http://www.pref.shiga.jp/l/roi/

労働相談 Q & A

テーマ

「内部告発&公益通報について」



質問1

内部告発・公益通報とは？

回答1

労働者が、その事業者（労務提供先）またはその役員・従業員・代理人その他の者について、通報の対象となる法令違反が生じたまたはまさに生じようとしている旨を、労務提供先もしくは処分等の権限を有する行政機関等に通報する事を言います。

内部告発・公益通報がなされる前に企業内部や組織内部の自浄機能が働けば何ら問題はなく、企業やあらゆる組織は、自らのコンプライアンスを常に高めるように努めることが必要です。

しかし、ともすれば組織が暴走してしまうことが無いとは言いきれません。その際に告発者・通報者がその暴走を止め、早めに軌道修正が出来るように告発者・通報者が護られるように制定されたのが公益通報者保護法です。

公益通報者保護法第1条には『国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。』と書かれています。

つまり、企業やあらゆる組織に遵法を求め、それが担保されない時に告発・通報により軌道修正を期待する制度といえます。

なお、労務提供先・行政機関への通報では事実隠蔽が予想される場合や通報者の生命・身体に危険が生じる等の理由がある場合には、外部通報（報道機関や労働組合等への通報）をすることも出来ます。

質問2

告発者・通報者が解雇など不利益をこうむることはありませんか？

回答2

告発・通報者を護る事が担保されていないければ、内部告発・公益通報は期待出来ません。

公益通報者保護法第3条には解雇の無効、第4条には派遣契約等の契約解除の無効、5条には不利益取り扱いの禁止が謳われています。

公益通報者保護制度について詳しくは

公益通報者保護制度ウェブサイト（消費者庁）
<http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/>

公益通報者保護制度相談ダイヤル
 TEL 03-3507-9262
 平日 9:30～12:30
 13:30～17:30

労働に関する疑問・トラブルについては

滋賀県労働相談所

電話番号 077-511-1402

苦勞ない労使

0120-967164（フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。）

受付時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30は除く）
 月曜日～金曜日（祝日）17時～20時
 土・日曜日 10時～16時（12:30～13:30は除く）

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階（面談相談は事前連絡が必要です）

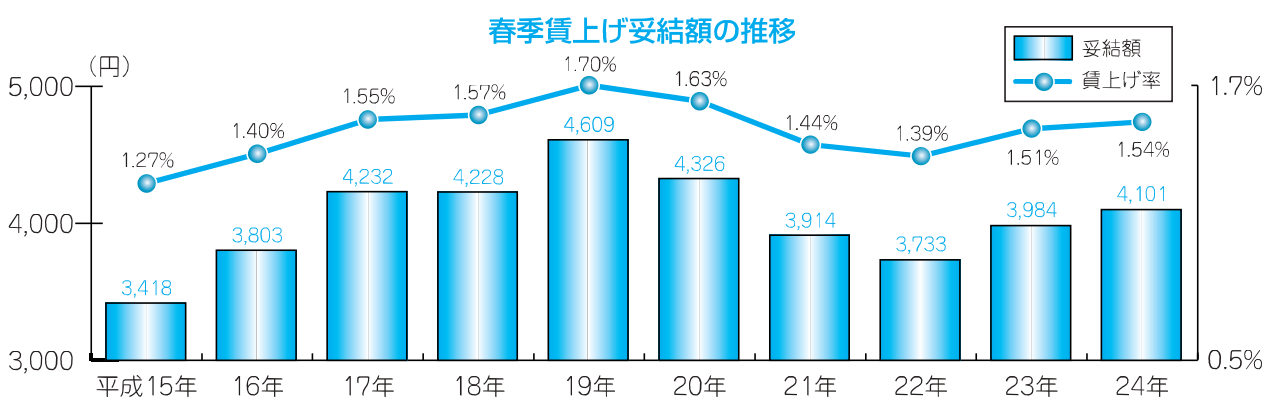


平成24年 賃金交渉調査の結果概要

春季賃上げ妥結状況（6月末時点）

県内民間労働組合の春季賃上げ交渉による賃上げ妥結額は、平成24年6月30日現在、全規模・全産業平均で4,101円となっており、賃上げ率は1.54%でした。前年同期に比べ額で117円上回り、率で0.03ポイント上回る結果となりました。

	全産業・全規模平均	従業員300人未満	従業員300人以上	製造業平均	非製造業平均
平均賃金額(円)	265,555	248,030	280,531	270,926	249,855
妥結額(円)	4,101	3,552	4,570	4,348	3,379
賃上げ率(%)	1.54	1.43	1.63	1.60	1.35
前年妥結額(円)	3,984	3,105	4,823	4,348	2,822
前年賃上げ率(%)	1.51	1.27	1.71	1.60	1.17

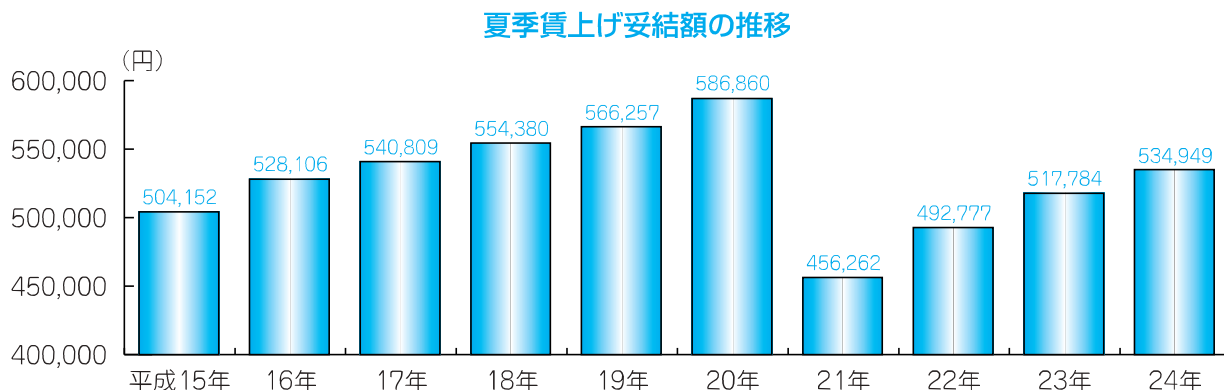


夏季一時金妥結状況（7月末時点）

県内民間労働組合の夏季一時金交渉による妥結額は、平成24年7月31日現在、全規模・全産業平均で534,949円となっており、前年同期に比べて17,165円(3.3%)上回る結果となりました。

	全産業・全規模平均	従業員300人未満	従業員300人以上	製造業平均	非製造業平均
妥結額(円)	534,949	422,305	638,582	549,339	496,206
前年妥結額(円)	517,784	414,449	643,400	524,269	497,678
前年同期差(円) (対前年増減比, %)	17,165 (3.3)	7,856 (1.9)	△4,818 (△0.7)	25,070 (4.8)	△1,472 (△0.3)

(△はマイナスを表しています)



☆詳細な結果については、県労働雇用政策課のホームページ (<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/>) をご覧ください。

滋賀労働局からのお知らせ

労働保険料等の平成24年度全期・第1期分の 口座振替納付日は 9月28日(金)です。

労働保険料等の口座振替納付とは、事業主の皆様が、労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、納付することができる制度です。

口座振替納付の届出をいただいた事業場における、労働保険料等の平成24年度全期・第1期分の口座振替納付日は 9月28日(金)です。

口座振替対象事業場あて、口座振替事前通知を9月14日頃に発送しますので、口座振替納付日に、残高不足により振替不能となることがないようにご注意願います。

新たに口座振替納付をご希望される方、口座振替事業場で口座情報の内容に変更がある場合や、口座振替を解除したい場合は、届出いただく必要がありますので、滋賀労働局労働保険徴収室(☎ 077-522-6520)までお問い合わせください。

おうち 企業の皆さん、淡海子育て応援団に登録しませんか？

県では、社会全体で子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、**子育てを応援する企業や店舗を淡海子育て応援団として登録し、その取組内容を県HP等で紹介しています。**この「淡海子育て応援団」の趣旨に賛同し、参加していただける企業や店舗を募集しています。

応援団に登録するための条件：子育て家庭が経済的に優先される商品やサービスの開発・提供、子育て家庭が利用しやすい設備の整備や付加的サービスの提供、その他子育て支援に関する取組を実施していただけることが条件です。

(例：飲食代・子ども服等の割引、プレゼント、キッズスペースやオムツ替えシートの設置等)

子育て支援サービスの対象者：県内の18歳未満のお子さんや妊婦さんがいる家庭に県が淡海子育て応援カードを発行しており、このカードを保持している方にサービスを実施していただいています。また、関西2府6県(三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、鳥取県)で相互利用を実施しています。

応援団申込み方法：県HPに掲載している応援団参加申込書に記入のうえ、ご提出ください。詳しくは下記までお問い合わせください。

子育て中の皆さん、淡海子育て応援カードはお持ちですか？

淡海子育て応援団の登録店舗で割引等が受けられるカードの申込みを受け付けています。県内18歳未満のお子さんや妊婦さんがいる家庭であればお申込みできます。

カード申込み・利用方法：携帯電話がカードになります。下記2次元バーコードから「淡海子育て応援カード」の申込みページにアクセスしてください。「利用者登録せず申込み方はこちら」をクリックし、携帯のメールアドレスを入力送信すると申込用URLが届きます。申込用URLから再度アクセスし、必要事項を登録後、カードの画像が届いたら(自動返信ではない為お時間がかかります。)携帯に保存し、カードの画像を提示してご利用ください。



問い合わせ先

滋賀県健康福祉部子ども・青少年局
MAIL syoushika@pref.shiga.lg.jp
TEL **077-528-3552**

土・日・祝・年末年始を除く

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL077-528-3751 FAX077-528-4873
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.jp/>